



須賀川市食料・農業・農村審議会 公募委員の募集

令和7年6月26日

(問い合わせ先)

担当：農政課 農業政策係 秋山

直通電話：0248-(88)9138

Eメール:nousei@city.sukagawa.lg.jp

報道機関各位

市では、農業を本市の基幹産業として育み、魅力ある農村を次世代に引き継ぐことを目的として定めた、須賀川市食料・農業・農村基本条例に基づき、市食料・農業・農村審議会（以下「審議会」という。）を設置しています。審議会において、市民の皆様からご意見を幅広く聴き、基本計画の見直しや市の農業行政に反映させるために、下記のとおり委員を公募します。

ついては、記事掲載くださいますようお願いいたします。

記

- 1 募集定員 2名
- 2 任期 委嘱の日から2年間（令和7年9月から令和9年8月を予定）
- 3 報酬・旅費 審議会に出席した場合は、1日につき7,000円
- 4 応募資格

市内に在住する満20歳以上（令和7年1月1日現在）で農業・農村に関心があり、任期中、審議会に出席できる方。

ただし、議員（国会議員、地方公共団体の議会の議員）及び公務員、現在市が設置しているほかの審議会や委員会などで公募委員に委嘱されている方は応募できません。

- 5 募集期間 令和7年6月25日(水)から7月25日(金)まで
- 6 応募方法等 別紙チラシを参照願います。

須賀川市食料・農業・農村審議会 公募委員の募集

市では、農業を本市の基幹産業として育み、魅力ある農村を次世代に引き継ぐことを目的として定めた、須賀川市食料・農業・農村基本条例に基づき、市食料・農業・農村審議会（以下「審議会」という。）を設置しています。

審議会において、市民の皆様からご意見を幅広くお聴きし、基本計画や市の農業行政に反映させるために、公募委員を募集します。

【 審議会の概要 】

- 1 募集定員 2名
- 2 任 期
委嘱の日から2年間（令和7年9月から令和9年8月を予定）
- 3 開催場所・開催回数
市役所等の会議室において、年1～3回程度開催予定（1回2時間程度）
- 4 報酬・旅費
審議会に出席した場合は、市が定める報酬額（1日につき7,000円）をお支払いします。

【 応募方法 】

- 1 応募資格
市内に在住する満20歳以上（令和7年1月1日現在）で農業・農村に関心があり、任期中、審議会に出席できる方。
ただし、議員（国会議員、地方公共団体の議会の議員）及び公務員、現在市が設置しているほかの審議会や委員会などで、公募委員に委嘱されている方は応募できません。
- 2 募集期間
令和7年6月25日（水）から、7月25日（金）まで

（裏面へつづく）

3 応募方法

(1) 申込み手続き

応募申込書を市役所農政課へ直接持参、もしくは郵送してください。

応募申込書は、市役所農政課で配付します。また、須賀川市ホームページからも様式をダウンロードすることができます。

<http://www.city.sukagawa.fukushima.jp/>

(2) 応募の留意点

ア 郵送の場合は、募集〆切日の消印のあるものまで受け付けます。

イ 持参による受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

なお、土曜日、日曜日、祝日は閉庁のため受付できません。

ウ ご応募の際に提供いただいた個人情報については、本業務以外では使用しません。

エ 応募に当たって要する費用は支給しません。

オ 提出された書類は返却しません。

【 選 考 】

1 選考方法

選考は、書類選考（応募申込書）により行います。

2 選考結果の通知

郵送により、本人あてに通知します。

応募書類郵送先 及び お問い合わせ先

〒962-8601 須賀川市八幡町135（須賀川市役所2階）

須賀川市経済環境部農政課 電話 88-9138

メールアドレス：nousei@city.sukagawa.fukushima.jp

